

事務センターだより

第120号
平成26年5月7日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



ゴールデンウィークが終わり、一学期も盛り上がってくることかと思えます。
学校事務センターでは、転任や採用された教職員の手当認定と電算入力、講師の社会保険加入報告、非常勤講師、スクールカウンセラーの情報入力、学校基本調査、前期教科書の関係事務、市監査資料作成、備品購入事務、市費支払い事務など、とても忙しい毎日を過ごしました。
みなさま方も、忙しい日々を乗り越えて、ゴールデンウィークでほっとされたのではないのでしょうか。
草木など一年のうちで最も伸びる5月、子どもたちや私たち、お互いにぐーんと伸ばしたいものですね。

給与3手当 について 【 通勤・扶養・住居 】

通勤手当、扶養手当、住居手当は、共同実施のリーダーに、認定の専決権が委譲されています。

亀山学校事務センターでは、この4月に203件の手当での認定を行ないました。三重県教育委員会よりリーフレットが
出されていますが手当には、自己申告、自己責任、自己管理が原則です。事実が発生しましたら、15日以内に届けが
りませんと、不利益を被ることになります。事実が発生しましたら、すぐに事務職員にご相談ください。

通勤手当

自家用車を利用しての通勤は、一般に利用しうる最短の経路で認定となっています。ですので、混むためあまり通りたくない道でも、通勤届はその道で届けなければなりません。また、バイパス・橋の開通などにより、通勤経路等の変更があった場合も、届け出る必要があります。また、自動車から自転車に変更した場合も金額が変わりますので、届けを提出ください。

扶養手当

お子様の扶養は、満22歳の年度末までです。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子どもについては、5千円の加給があります。事務センターで、入力処理はしましたが、該当のお子様を扶養している方々は、4月分給与明細をご確認ください。
子の扶養手当・・・配偶者有の場合1名につき6,500円、配偶者無の場合は第1子は11,000円で、2子以降は6,500円です。

住居手当

マンション、アパートを借りていると、だいたい2年で契約更新の通知が届くと思います。住居届は、契約更新の度に届けが必要で、届けるには、通知の写しを添付しなければなりません。通知は、更新の2・3ヶ月前に届く場合が多いのですが、捨てないようにしてください。

今年度異動された先生へ

通勤手当などの手当は、概ね認定を終え給与に反映すべく電算報告をしました。訂正等言われてない場合は、5月分給与で4月に遡り支給されます。給与明細書でご確認ください。
尚、4月1日に任用のないかたの、4月分上記3手当では、決まりにより支給されません。



れんらく

◎ 5月下旬頃、県教育委員会より事務センターを通じて、住民税の通知が届きます。平成25年の所得で納税額が決定されH26年6月よりH27年5月まで天引きされることになります。(本来は窓口振込みですが、サラリーマンは特別徴収制度のため給与天引き) 新規採用者など前年に所得があるかたで、自宅に納付書が届いた場合は個人的に振込みをせずに、学校の事務職員にお問い合わせください。(非常勤講師は天引きできませんので、窓口払いです)

・・・学校事務の効率化を進め、学校の教育業務を支援する・・・亀山市学校事務センター

学校事務に関する問い合わせや相談ごとがあれば・・・・・・ 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

(リーダー 久保田)

